

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年10月10日 午後1時32分～午後3時10分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 16名 欠席者 3名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 協議事項

1. みやま市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部
変更に対する意見について

2. みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並び
にみやま市農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

4. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

5. 閉 会

出席委員（16名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 野 田 一 徳
3番 永 江 三 夫
6番 中 村 正 治
8番 加 藤 和 己
10番 木 下 正 信
14番 倉 吉 大 作
16番 田 崎 明
18番 松 尾 京 子

議席番号 氏 名

2番 日 高 徳 久
4番 江 寄 徳 光
7番 河 野 順 大
9番 岡 田 佳 子
11番 松 藤 忠
15番 北 原 喜 博
17番 前 原 新
19番 徳 永 順 子

欠席委員（3名）

5番 河 野 和 夫
13番 長 岡 直 行

12番 東 政 廣

出席推進委員（16名）

座席番号 氏 名

21番 藤 木 茂 光
23番 高 尾 芳 樹
25番 山 下 勝 敏
27番 大 塚 育 久
31番 坂 梨 正 充
34番 城 敬 介
36番 平 木 啓 喜
38番 宮 崎 和 道

座席番号 氏 名

22番 井 上 正 光
24番 境 秀 作
26番 釘 嶋 房 男
28番 上 原 充
32番 河 野 通 成
35番 野 中 勝 吉
37番 渡 邊 哲 司
39番 坂 口 昌 義

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 平 野 寿 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時32分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和5年10月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号5番河野和夫委員、12番東政廣委員、13番長岡直行委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、16名の委員に出席いただいております。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号14番倉吉大作委員、同じく15番北原喜博委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の平野寿美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（山下）

現地確認したところ、何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認しましたが、別に問題ないと思われます。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○28番（上原）

申請書及び現地を確認し、10月3日は本人と面談をしました。現地は家の横の畑でしたので、本人がちゃんと管理をしてもらうものと思っております。地元委員としては問題がないと思いますので、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（井上）

現地並びに申請書類、特に問題なかったと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。譲受人は農地所有適格法人以外の株式会社であり、移動の理由は解除条件付の賃貸借となっております。みやま市では初めての参入となります。令和5年10月3日に農政副委員長、当番委員及び地元委員による面談を行っております。契約期間は2年間です。以上です。

○議長（徳永）

次に、6番については、一般法人が解除条件付で新規就農されますので、農政委員及び地元委員にて面談を行っておりますので、農政委員会より報告をお願いします。

○農政委員（永江）

これは新規就農の面談ですね、10月3日面談をいたしました。新規就農をされる方は、今現在は久留米の青果市場の仲卸をしてある方で、卸先から栽培をしてみなさいということで新規就農されるということです。栽培作物はキュウリを栽培されるということで、それと、販売先といいますか、取引さんが、その〇〇（会社）というところに契約栽培をされるそうです。

そして、今現在、自分も圃場を確認いたしました。それは、ハウスはぼろぼろで錆がしています。それを許可が下りれば修復して、11月にはキュウリを定植されるということでございました。3月に向けて出荷をするという計画を希望されました。以上、終わります。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○37番（渡邊）

先ほど説明ありましたように、面談をされまして、特に問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○18番（松尾）

解除条件付ということでちょっとお伺いしたいと思います。借りられる方が管理を怠ったり田畑を荒らした場合に解除ということになるんだと思うんですけども、その場合、何の手続も踏まず、期間も要せず、そうなった場合は解除できるということでしょうか。

○事務局（岡）

お答えします。解除条件付というのは、一般企業、法人が借り入れる分です。荒らしたりとか、状況はずっと確認してもらってきましたけど、荒れておる場合は勧告を行います。勧告を行って、期限までにきちんとしなかった場合は解除通知をする形になりますので、一応とりあえずは勧告が先という形で覚えておってください。その後、解除という形になります。以上です。

○18番（松尾）

ありがとうございました。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○15番（北原）

新規就農ということで、2年間という期間の設定が、2年間という期間の設定が何か短くて、新規就農で2年間というのはなかなか私的には考えにくいのですが、その2年間の設定の理由が分かれば教えてください。

○事務局（岡）

今の説明でもありましたように、これが一般法人の解除条件付きの契約ですので、まず2年間で様子を見ようという形だと思われれます。やっつけいけるとなれば、また延長があるかと

と思いますが、うちのほうとしても、解除条件そんなに、逆に長くされるよりもまず様子見ていただいたほうがいいかと思しますので、そういう形で受付をしております。よろしく願いします。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

先月9月26日に農業委員さんと一緒に現地を確認し、関係資料を確認しましたが、何も問題なかったので御報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○39番（坂口）

現地を確認いたしましたところ、ここは数年間放任されてある果樹園でした。本人さんと面談したところ、バックホーを入れて整地して野菜を作るということをおっしゃられておりました。書類とか別に、ほかは現地委員としては何も問題ないと思います。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、整理番号9番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり

です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

先日、現地及び申請書類を農業委員さんと確認いたしました。別に問題ないと思われ
ますので、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定
いたします。

事務局は、整理番号10番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおり
です。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これについても、先日、農業委員さんと現地及び申請書類を確認いたしました。別に問題
ないと思われまますので、皆様の審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号10番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何
か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号10番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号11番について説明をお願いします。

○事務局（東）

整理番号10番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○35番（野中）

書類及び現地確認いたしましたところ、何も問題ないと思われま。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号11番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号11番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。

なお、申請地は既に着工されていたため、始末書が添付されております。

周りは雑種地・畑・道路・宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については自然流下します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○35番（野中）

先日、農業委員さん、または事務局ともに現地確認し、何も問題ないと思われます。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（倉吉）

これも先ほど言われましたように、今月の5日に地元役員さんと現地を確認したところです。申請は3か所に分かれておりますが、同じ資材置場の申請です。また、この方については少しずつ申請がされるというふうなところでお話を聞いておりますので、今回、3か所の申請というふうなところになっておるようでございます。特段問題はないと思われますので、皆様方の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○23番（高尾）

先ほどの話だと工事されているというお話だったのですが、そういうことですか。

○事務局（田中）

既になっている状態ですね。

○23番（高尾）

ということは、こういう場に申請するということがされずに工事が終わっていたわけですね。

○事務局（田中）

そうですね。

○23番（高尾）

そうになったら、いきさつというか、背景をお知らせください。

○事務局（田中）

背景。

○23番（高尾）

なぜ申請をせずに工事が始まって終わったのかね。こういう農業委員会そのものの存在意義が問わやん行為だと思うんですよ。簡単な方法じゃなくて、なぜそういう背景、工事が始まって終わったのか、そこら辺を聞かせていただければと思います。

○事務局（岡）

資料の12ページを見ていただきたいと思います。一応この業者さんが申請地となったところの、この谷を一体的に少しずつ、簡単にいえば開発にかからん1,000平方メートル未満のレベルでどんどん資材置場を拡張されております。今回、違反的な部分があったことは、考えてみると、転用しておったか分かんが、そこに重機を置いていたというところですので、この場についてのある程度、今後も多分まだ残っているので、資材置場として拡張をされると思います。簡単に言えば、何でかち言われると、それは求めていかんところですけど、ある程度その辺の計画があるところで今回は解消という形も含めているところで、周りの影響も考えて受け付けていいただろうという形で、始末書をつけていただいて受け付けておるところです。以上です。

○23番（高尾）

ありがとうございます。資材置場の拡張ということは、業績の拡張だろうと思います。こういうふうに業績が広がって、もうかっていただいて、そしてみやま市にたくさんの税金を納めていただくように、非常にいいことでございますから、ぜひ頑張っていただきたいという思いがあります。と同時に、我々としては、こういうことをやる場合にはこういうことをしなきゃいけないよというPR活動をもっとしていかないと、後手後手になるということも気になったのでちょっと意見を言わせてもらったんです。ぜひ頑張って資材置場、みやま市一帯を資材置場にさせていただくぐらい頑張っていただきたいと思います。

○事務局（岡）

ありがとうございます。おっしゃるとおり、こういった案件は皆様から何遍も何遍もお叱りのお言葉を受けております。皆様のお力もお借りして、もうなっておるところは、できるならばちゃんと、きちんと後からでもせると。今後、今からは目を見張らせてさせないよというところで皆様と協力してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（徳永）

それに付随してですけれども、やはり私たち委員の中でも、既にアスファルト舗装がされているとか、そういったところがもともと農地だったのかという、その把握はなかなか委員の中に農地図が頭の中に全部網羅されているわけではないので、この時点で先に進まれてやっておられるところも、これからも多分出てくる可能性もあります。だから、今もうやっておられるところは、必ずこういった正式な手続を踏んで、ちゃんと解消していってくださいねという申し送りもしながら、次回はこういうことがないようにという徹底もしながらいかないといけないと思っています。

今後、まだ農地の段階で、でも何かを建てたいとか、何かをやりたい、転用したいというときに、勝手に進まれることのないように、農業委員会だよりにしろ、私たち委員にしろ、何かやりそうとか、したいんですけれどもという相談があったときは、ちゃんと手続を踏んでやってくださいねということが言えるように、委員がちゃんと知識を持っておくということも大事かと思っています。だから、農地が変わっている、既に変わっているところ、もう何十年も前に変わっているところも多分あると思うんですよ。でも、私たち道路を行っていて、いや、ここ本当に転用されてなっているんだろうとか、全然やっぱり見た目では分からないので、そこら辺がもし今後出てきた場合には、こういったふうきちんと解消していきましようという指導をちゃんとしながら、進めながら行きたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○27番（大塚）

今現状としては、ペナルティーというか、そういうのは、要は始末書だけということでしょう、ということですね。はい、分かりました。

○事務局（岡）

おっしゃるとおり、今のところは始末書を受けてきちんと手続をしていただくということ
で言うております。以上です。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定
いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。
農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に自己用住宅を建設するために転用するも
のです。

周りは宅地・畑・道路・水路に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

生活雑排水については浄化槽を設置し、雨水排水については既存側溝へ放流します。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○27番（大塚）

現地を確認し、何ら問題ないと判断しました。皆さんの審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（倉吉）

これも5日に地元役員さんと現地を確認いたしました。転用理由で書いておりますように、
子どもさんに現在の住宅を譲り、隣に自己用住宅を新築されるというふうなところでござい

ますので、何ら問題はないというふうに思っておりますので、皆様方の審議よろしくお願ひ
します。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

私勉強不足だと思いますが、あんまり見られんセットバックラインとか敷地分割線とかち
いうのは何を意味するのか私は分かりませんので。今まであんまり出たことなかかな。セッ
トバックライン、敷地分割線、隣地境界線、ドッグラン、なかなか今まで見たことがないの
で。まあドッグランぐらいは分かるばってん。

○事務局（田中）

ここが、右側から入ってくる道路があるんですけども、この道路がかなり狭い状態でし
て、建築基準法上の4メートルの道路を造らないといけないということで、この敷地分割線
までが道路になります。その道路を造ることによって、この車庫の部分がかかってしまうの
で、この車庫を解体するのがセットバックラインです。隣地境界線は隣の土地との境界です。
建物を南側に建てて、北側はドッグランと家庭菜園の計画です。以上です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定
いたします。

○事務局（岡）

すみません、今セットバックというのは、結局、道路幅員がということで御説明したと思います。私がちょっと、4メートルということ私がかそつと言ったんですけど、これ見ると4メートルじゃないかもしれません。結局、道路の幅員が足らるので自分のところを道路代わりに使いますよという形で、その幅員を確認していないということで、4メートルをちょっとすみません、もう一遍確認しますので、ちょっと分かりませんので、申し訳ないです。自分の用地を道路として使いますという形になります。

○15番（北原）

寄付はせんけど、自分で自主的に使いますよということ。

○事務局（岡）

そうです。道として使いますよ、道路幅員として使いますよという形になります。

○23番（高尾）

先ほどの質問で、セットバックラインと隣地境界線と、もう一つ敷地分割線、ごめんなさい、私が聞き漏らしたかもしれませんが、敷地分割線というのはどういう意味か教えていただければ助かります。

○事務局（岡）

敷地分割線がセットバックをしたときの、そこで道路部分と宅地部分と分かれるという形で判断してください。ここに図示してあるのは、セットバックする道路部分と宅地部分との境がそこになりますということで、敷地分割線ということでラインが入っていると判断してください。以上です。

○23番（高尾）

2メートルの幅が取ってあるんでしょう、これは。

○事務局（岡）

2メートルの幅は、自分の土地から、道路から2メートル自分の土地にセットバックして取りますよという形ですので、その部分は、その2メートル分は自分の土地を道路として、自分の利用する道路として使いますよというところでございます。以上です。

○23番（高尾）

はい、分かりました。

○議長（徳永）

よろしいですか。採決がとりあえず2番については終わっておりますので、全体的な質問は最後まで出してください。よろしく申し上げます。

続きまして、整理番号3番について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書とおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に通路を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は道路、西は水路、南・東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、自然流下します。

なお、本案件につきましては、地元委員より問題ない旨の報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（倉吉）

この案件についても、5日に地元役員さん、さらには事務局と現地確認したところ。東側の住宅、また宅地は申請者の方が購入されてあるというふうなところで、今回の申請については、その西側に通路または駐車場スペースの申請ですので、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をお願いします。

○事務局（田中）

整理番号1番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に自己用住宅を建設するために転用するものです。農地転用不許可の例外「集落接続」を適用しております。

北は田・水路、西は宅地、南は道路、東は同時購入する田んぼに面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

生活雑排水については、既存する下水道へ放流し、雨水排水については溜枧を設置して水路へ放流します。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

これは去る5日に農地委員さんたちと一緒に現地及び申請書類の確認をいたしました。何ら問題ないと思われますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（倉吉）

これも先ほど言われましたように、今月の5日に地元役員さん、また事務局と現地を確認したところです。先ほど言われましたように、集落接続というふうなところで、西側に住宅、東側に野菜を作られるようなところがございますので、何ら問題はないというふうに思われますので、皆様方の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、整理番号2番について説明をお願いします。

○事務局（田中）

整理番号2番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。

J R南瀬高駅から500メートル以内に位置する第二種農地に自己用住宅と申請人が経営する事業所への貸駐車場を建設するために転用するものです。北は宅地、西は同時購入する田、南は田、東は道路に面しております。南側の田は以前から管理がされておらず、関係者などと連絡を取ることもできなかつたため、隣接農地アンケートは取れていません。

生活雑排水については浄化槽を設置し、雨水排水については自然流下します。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

これについては、10月5日に関係者、関係資料に基づいて現地の確認をいたしました。基本的には何の問題もありませんでした。ただ、注意点としまして、21ページの図の右の方に道路が少し見えていますね、駐車場の入り口のところ。これが南小学校の南門から出てきている通路なんですね、学童が使う通路。ですから、学童さんがここを頻りに歩く場合にはちよっと注意がいるなと思って南小学校のほうに確認をお願いいたしました。市役所のほうからですね。そうしましたら、現在は南門は使われていないと、閉鎖されているということで、正門だけが使われているということですから、学童の心配はしなくてよかったんです。ということから、ここに申請されている件については問題ないと判断いたしましたので御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（倉吉）

この案件についても、5日に現地確認したところでございます。転用理由といたしましては、会社の駐車場として利用というふうなところですが、会社は約1キロ以内のところであり、会社と駐車場との若干の不便さはあろうかというふうには思っておりますけれども、先ほど地元委員さんから言われたとおり、私どもも小学生の通路を心配しよりましたけれども、今日確認したら、裏門は閉鎖しているという話を聞いておりますので、特段問題はないだろうというふうには思っております。皆様方の審議よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

続いて、整理番号3番について説明をお願いします。

○事務局（田中）

整理番号3番について説明します。申請人、申請土地及び転用理由は議案書のとおりです。市役所から500メートル以内に位置する第二種農地に自己用住宅及び附属施設を建設するために転用するものです。

北は水路、西は農地外、南は水路、東は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し、雨水排水については水路へ放流します。

水利関係は、地元行政区長及び地元水利委員から無条件承諾を得てあります。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○22番（井上）

去る2日に数名の農業委員さんとともに現地確認いたしました。特に異常なかったと思いますので、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（倉吉）

この件についても、先ほど2日というふうなところで聞こえましたが、5日に現地確認をしたところでございます。自己用住宅を新築し、子どもさんのために動物小屋、また運動スペースを設けるというふうなところでございますので、特段問題はないというふうに思われますので、皆様方の審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第28号について説明をしてください。

○事務局（平野）

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

議案書6ページを御覧ください。周年契約は田18万4,889平方メートル、畑5,477平方メートル、合計19万366平方メートルで、件数は39件、筆数は99筆となっております。

議案書15ページを御覧ください。期間借地は田4万4,768平方メートルで、件数は9件、筆数は

20筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書15ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件、機構への売渡しが2件となっております。内容につきましては、次のページに記載のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第28号について説明がありました。何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第28号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

続きまして、協議事項1. みやま市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に対する意見についてを議題といたします。

本日は、所管の農林水産課から出席をいただいております。

協議事項1について説明をお願いします。

○農林水産課（姉川）

皆さんこんにちは。市役所農林水産課の姉川といいます。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうから2通、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を1つ、それと新旧対照表をお送りしておるかと思えます。

国のほうでは人・農地プランを法で定め、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定めるため、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、基盤法の改正が令和5年4月1日より施行されております。

福岡県についても、同法の5条につき基本方針を変更したことに伴って、市のほうでも農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更する必要がございました。この基本構

想なんですけれども、この法の6条に基づき、みやま市の農業施策の推進において農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来おおむね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することを目標に定めたものでございます。

具体的には、この基本的な構想1ページをめくっていただいて……。

○議長（徳永）

この資料でございます。別冊で来ていた。

○農林水産課（姉川）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、令和5年9月、みやま市と書いている、この冊子ですね。この冊子を1ページめくっていただいて、1ページ目の3番になるんですけれども、具体的には、認定農業者の下から5行目に、認定農業者の所得目標500万円、年間労働時間2,000時間を記載しております。こういった基本的な目標を、みやま市は将来の目標を定めている構想になっております。これは各市町村のほうでそれぞれ設定されておるような形になっています。基本的な構想は大体5年ごとに見直しを行っておるんですけれども、令和4年にこちらのほう、基本構想を見直しておるため、数値の変更とかは今回はございません。

何が変更になっているかといいますと、次の主な新旧対照表が分かりやすいかと思いますので、新旧対照表の8ページ、この赤字ですね、赤い……。

○議長（徳永）

この訂正が入っている分です。横になっておる冊子です。こっちです。

○農林水産課（姉川）

新旧対照表で赤字が変更になっている点です。

その8ページをお開きください。8ページのほうで、上から6行目に、新旧で「利用権設定等促進事業」が削除されております。国のほうで削除されておりますので、「地域計画推進事業」などに変更しているような形になります。利用権の設定が使えませんが、「地域計画推進事業」という文言に変更しております。それに関して、5ページに関連して、新規で赤字になっているんですけれども、農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備、その他支援の実施に関する事項等を新たに入れておるような形になっております。

簡単なんですけれども、説明を終わりますので、皆様の御審議のほうをよろしくお願ひしたい

と思います。

○議長（徳永）

ただいま協議事項1について説明がありました。資料のほうがいろいろ飛びまして、なかなか理解がというところもございますけれども、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○23番（高尾）

教えていただきたいんですけども、これだけたくさん資料に目を通していただくというのはなかなか難しいので、例えば、議長さんなり、あるいは事務局のほうで、これ読まれて、この辺はどうかなと思ったことを確認されて、ああ、なるほど、そういうことかというのがあったら教えてください。

○事務局（岡）

私のほうに来るちは思わんやっばってんですね、質問は農林水産課に。

一応、今説明があったように、基本的な構想というのは各市で設定をしている部分でございます。

今回、令和5年4月1日付で経営基盤強化促進法等の一部改正という形で、皆様にもお知らせしたように、間の利用権がなくなりますよとか、それがなくなってバンク法で中間管理事業を使った貸し借りしかできなくなりますよとか、地域計画を作らなくてはなりません。農業委員会としては、地図の素案づくりに携わって地域でお話をしなければいけないという形で、余り詳しく言うたらんけん、頭に残ってない人もいます。そういったことでお話しさせてきているかと思います。そこの経営基盤強化法の一部改正に伴う変更でございますので、正直言うて利用権の分とか、まだきちんと修正がなつたらんところが見受けられます。ただ、これについて、あくまでも今の段階では、その基盤法の一部改正に伴う、改正されたことによる変更と判断をしてください。そういうことでありますので、この改正されたことによる、修正されたことで何かおかしいよと、こういうところがあれば、当然ここで言ってもらって修正とかをかけていきたいと思えます。

ただ、申し訳ございません。ちょっとここでお知らせなんですけど、この修正、改正じたいが法令上は9月末までに公告しなければならないということになっておりました。そういうことで、ちょっとこちらの、誠に申し訳ないんですけど、三役に相談して、三役の承認の上で、異議なしでとりあえずは回答しております。

ただ、ここで意見をもらったのは、必ず意見として反映させていきたいと思いますので、意見はどしどし出していただきたいと思います。高尾委員さんのところについてはすみませんが、このレベルで申し訳ございません、よろしくお願いします。

○23番（高尾）

ありがとうございます。

○議長（徳永）

補足というか、私の感想ですけれども、今、この協議事項になる前に利用権設定のことを協議いたしました。今は個人対個人で畑の貸し借りとか、そういったことをやっておりますけれども、この法律が変わった以降は一回農地バンクに預けて、その相手方という、そういう手順を踏まなくてははいけません。そういう手順を踏みますよとか、そういったのをここに文言として書いてある内容になっています。

先ほど言われた8ページとか、そこら辺が右側に「利用権設定促進事業」と書いてあるのが、左になると「地域計画推進事業」ってなっております。そんなふうにならば言葉が変わりますので、委員の皆さんたちには、これから地域計画をきちんとつくるに当たって、地域の皆さんとの話合いとか、そういったことの内容が出てきます。ですから、今までの形とは変わることを頭の中に入れておいていただいて、これから進めていく計画の変更とか、そういったものを皆さんと一緒に作り上げてく必要がありますので、文言が難しいことで文字がなっていますけれども、一応そういったところということを相手方が2人で貸借を結ぶんじゃなくて、利用権を結ぶんじゃなくて、農地中間管理事業のところに戻って借りるという形を取りますので、これからいろいろ出てきますけれども、そんなふうにならばちょっとややこしい、前とは違ってややこしい内容になりますので、そこら辺も頭の中にならば整理していただきたいと思いますなと思っております。以上です。何かほかに質問、はい。

○15番（北原）

この5ページの新規で、第4でここを読みますと、「育成していく必要がある。このため」ち書いて、あと「支援する」、「進める」、「促進を図る」、最後全部やるやるやると書いてありますが、これはどこがどうやってやるのかというのが具体的にもし分かれば、農業委員会でやるのか、市がするのか、誰がこれをやるのか。どういうふうなことを意味しているのかちょっとこう、「支援する」、「誘導する」、「定着を図る」、最後の部分が。この5ページの、全部赤字が新規やけん、これが新しく決まった内容だと思うとですよ。その

中で、この「多様な経営体を幅広く確保・育成していく」という、1番の「農業を担う者の確保及び育成の考え方」の中に「育成していく必要がある。このため」ち書いてあって、その後を見れば「重点的に支援する」、「連携して支援する」、「取組を進める」、最後がですね、最後の言葉。

そいけん、これは誰がやるのか、どういうふうなやり方があるのか。文章で書けば簡単にはずけど、実際やるのは誰なのかちいうことがちょっと私には見えないので、誰がやらやんのか。

○農林水産課（姉川）

5ページなんですけれども、最後の3番、第4の5ページと6ページに赤字で書いておるような形になっております。

6ページの3番に「関係機関の連携・役割分担の考え方」というのがあります。そこに市と南筑後農業協同組合、それに普及指導センター、農業委員会という役割のほうを載せているような形になっております。それに基づいて、この4番をやっいてこうというふうに考えております。以上です。

○15番（北原）

はい、分かりました。最後まで見とらんやった。

○議長（徳永）

じゃ、次は大塚委員さん。

○27番（大塚）

今度から貸し借りは農地バンクに申請ちいうことやったんですけど、これを直接個人対個人でした場合のペナルティーとして何かあるんですか。それとも、また始末書だけでいいのかなと。

○事務局（岡）

この件については、農林水産課というよりもうちのほうになって、私のほうからお答えいたします。

ペナルティーとかじゃなくて、今やっている利用権についてが、相対の利用権がもう使えなくなりますよということですので、使えませんということです。だから、それでやるということ自体がもうできないという形です。

ということで、ここでやらないと農地バンクを利用するか、3条とかで貸し借りをやるか、

最悪両方できないという方については、そのままもう、ここが一番心配しているところですけど、昔でいうヤミ小作や、貸し借りがそげんしからしかなら、もう借らんよと言われたときに、また遊休農地が増えるというところを心配しておるところです。業務内容的に中間管理機構とかにも投げかけしておりますけど、きちんとどういった書類を出してどこまでになるというところも、正直はっきりいってまだできとらんところのあるです。簡素化する、中間管理機構とか法人とか個人とかでやってこられた方とかは分かると思いますが、バンク法的には、書類的にもたくさん幾つか、今まで紙一枚で利用権でできていたような簡単なものでなくて、それぞれが何枚か書かやんやったりつくつとらんやったりしてきます。そうすると、やっぱり手で持っていきよったお金とかがあくまでも口座引きとか、物納になるとやったという証明とか、もろうた人からの証明とかが必要になってきたりするというところですよ。

一番大事なところは、なかなかここがまだ知れておらんと思いますけど、そのバンク法を使うにも、さっきも出てきたように地域計画の担い手とかに載っている人じゃないと利用、載っている人で地域計画に上がっている農地が基本としてしか使えないという形になってきますので、今まで載っていない、これをあんまり言うちゃでけんよばってんですね、載っていないところでも相対で貸し借りができていた分ができなくなる人が出てくるという形になると、3条で貸し借りができるかという話にしかならないと。となると、3条についてもまた御存じだと思いますけど、書類が簡単にはいかないんで、しからしかとなって、そんなならもう借らばいとなるのが一番怖いところですので、頭を痛めているところですよ。あとこれをどうしていこうとかちいうところがまだうちとしての方針も決まっていないところですので、先ほどおっしゃったとおりに、相対で結んだ件とか、結べるかちいうと、普通の今までどおりには結べないと。始末書とかじゃなくて結べないという形になりますので、御理解をお願いします。

○議長（徳永）

局長が先ほど言われましたように、国のほうとしても、じゃ、こういった場合はどうするんですかというこちらの問合せにもなかなかきちんとした納得のいく答えがまだ出てきていないんですよ。ですから、この件に関しては、私もずっと懸念するところではございますので、国の答えも受けつつ、私たちも勉強していかないといけないので、何らかの道筋が出つつ、同時進行で勉強会とかもやっていかないと、なかなか頭の中にすんなり入ってこないか

なと思いますので、時期を見てですけれども、総会後に勉強会とかを少しずつやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

ほかに何か。

○6番（中村）

今、局長から説明がありましたが、以前の永小作権、永小作権の取扱いは今後どのような形になっていくんですかね。

○事務局（岡）

永小作権というのが永久的な小作権という形で、永小作権はそのまま残ります。永小作権と同等の農地法も賃借権は解約等をしない場合が自動更新するんで、そこになると永小作的に期限がない小作になってしまうので、そういう方がおっしゃるとおり、3条で結んだところが解約の通知とか、解約手続とかをしないとそのままずっと続くという形で、またややこしくなる可能性が、多分その分もおっしゃっていると思いますので——ところがあります。ですので、一応賃貸借とかで3条で結んでしまうと、解約手続がなされないとそのまま法定更新という形で小作権がずっと続くという形になりますので、その分もちょっと頭を痛めているところでございます。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

ほかに御質問、御意見がないようです。協議事項1については、異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、協議事項1. みやま市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の一部変更に対する意見については異議なしといたします。

農林水産課の姉川さんにつきましては、この件で退室されます。ありがとうございました。

〔農林水産課 姉川退場〕

○議長（徳永）

続きまして、協議事項2、みやま市の地域の農業の振興に関する計画の変更に係る意見並

びにみやま市農業振興地域整備計画の変更に関する意見についてを議題といたします。

この件についても、所管の農林水産課から説明をしてもらいます。

それでは、計画変更の除外、整理番号1番について説明してください。

○農林水産課農政係（二宮）

皆さんこんにちは。農林水産課の二宮と申します。

本日、協議をお願いするのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、農業振興地域整備計画の変更を行う際は、「市長は農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定があるためです。

本日、全部で10案件、除外が6件、用途区分変更が1件、編入の3件の説明をいたします。

それでは、説明に移りたいと思いますが、資料は大丈夫でしょうか。

それでは、説明させていただきます。

まず、除外の整理番号1番について説明いたします。資料については、3ページからになります。

4ページから字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図を添付しております。場所については、山川町立山字西潟、地目は畑、除外面積が2筆で364平方メートルとなっております。

申請理由についてです。転用事業者は、近隣で農業経営を行っている者の息子です。今回、申出地に自己用住宅を建設するために申出を行うものであります。以上、審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

この件につきましては、正副会長と3常任委員会の委員長で現地調査を行っております。調査結果の意見をお願いいたします。

○16番（田崎）

10月4日に現地調査を行いました。その中では、何ら問題ないということでございます。皆様方の御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号2番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号2番について説明いたします。資料については、11ページからとなっております。

めくって12ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図をつけております。

場所につきましては、瀬高町大江字初田、地目は田、除外面積が1,984平方メートルのうち341.5平方メートルとなっております。

申請理由です。転用者は地主の親族であります。今回、自己用住宅を整備するために申出を行うものです。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員から調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

同じく10月4日に現地調査を行いました。その中でも何ら問題ないということでございます。皆様の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号3番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号3番について説明いたします。資料については、18ページからになっております。

19ページから字図、続いて位置図、箇所図、写真図、そして最後に配置図を添付しております。

場所については、瀬高町大草字笹尾、地目は田、除外面積は808平方メートルのうち500平方メートルとなっております。

申請理由です。転用者は地主の親族です。今回、自己用住宅を整備するために申出を行うものであります。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員から調査結果の意見をお願いします。

○16番（田崎）

同じく10月4日に現地調査を行いました。委員の中でも、何ら問題ないだろうということでございます。皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号3番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号3番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号4番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号4番について説明いたします。資料については、25ページからです。

めくって26ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所については、山川町尾野北十三塚、地目は畑、除外面積は2筆で964平方メートルとなっております。

申請理由についてです。転用者はこの地権者が運営する運送業者です。今回、申出地に貸駐車場及び貸資材置場等を建設するために今回申出を行うものであります。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員から調査結果の意見をお願いします。

○10番（木下）

これも同じく10月4日に現地調査しております。何ら問題はないと考えておりますので、皆様の御意見お願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号4番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号4番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号4番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号5番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号5番について説明いたします。資料については、32ページからです。

33ページより字図、位置図、続いて箇所図、写真図、最後に配置図を添付しております。

場所については、高田町海津字茂出、地目が田、除外面積が559平方メートルのうち300平

方メートルとなっております。

申請理由です。転用者は隣接宅地の所有者です。今回、集落内の県道拡幅に伴い、買収対象となった倉庫を移転先として利用するために今回申出を行うものです。以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

現地調査委員から調査結果の意見を申し上げます。

○10番（木下）

これも同じく10月4日に調査しております。何ら異常ないと思います。皆さんの審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号5番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号5番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号5番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の除外、整理番号6番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

除外の整理番号6番について説明いたします。資料については、38ページからとなっております。

39ページから字図、位置図、箇所図、写真図、最後に配置図等をつけております。

場所につきましては、瀬高町松田字長別當、地目田、除外面積が1,017平方メートルとなっております。

申請理由です。転用者は隣接地で運送業を営んでおります。今回、駐車場の整備を行うために申出を行うものです。以上、審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（徳永）

現地調査委員から調査結果の意見をお願いします。

○10番（木下）

さっきも説明のあったように、写真図見てもらうと分かりますように、運送会社です。この一面にまだようと整理されない部分があります。このところの申出であります。また、ほかのところを申請人の相談があったようです。でも、ここをちゃんとしないとだめですよちいうことで今度の申請になっているようでございます。

皆さん方の審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の除外、整理番号6番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更・除外、整理番号6番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の除外、整理番号6番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の用途区分の変更、整理番号1番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

続いて、用途区分変更の整理番号1番について説明いたします。資料については、46ページからです。

47ページより字図、続いて位置図、箇所図、写真図、最後に配置図、計画図をつけております。

場所についてです。瀬高町小川字光福寺、地目は田、用途区分変更面積は2,470平方メートルのうち193平方メートルとなっております。

転用者については、地元で農業を経営中です。今回、農業用倉庫等の整備を行うために申出を行うものであります。以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員からの調査結果の意見をお願いします。

○10番（木下）

これも同じく10月4日に現地調査しております。見てもらうと分かるように、その一画でございませうけど、そこを用途区分の変更をしたいということでございませうので、皆様の審議よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の用途区分変更、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないよう。

計画変更の用途区分変更、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようでございますので、計画変更の用途区分変更、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号1番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

続いて、編入の整理番号1番について説明いたします。資料については、53ページからとなっております。

54ページから字図、続いて位置図、写真図の添付をしております。

場所については、瀬高町甲田字天保古、地目は山林、編入の面積は4,828平方メートルとなっております。

事業者は、地元で農業を営んでおります。今回、ミカン園地の整備をしてあるところですので、編入の申出を行うものです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員からの調査結果の意見ををお願いします。

○3番（永江）

10月4日に現地確認をいたしました。何も問題はないと思います。ミカン植えられて、い

いミカンを作ってもらいたいと思います。以上、御審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号1番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号1番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号1番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号2番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

編入の整理番号2番について説明いたします。資料については、58ページからです。

54ページより字図、続いて位置図、箇所図、最後に写真図の添付をしております。

場所については、山川町甲田字坂の下、地目は田、編入の面積が5筆で2,056平方メートルとなっております。事業者は地元にて農業を経営しております。今回、ミカン園地を整備するために申出を行うものです。以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員からの調査結果の意見をお願いします。

○3番（永江）

10月4日、現地確認をいたしました。この水田はきれいによく整備をされて、草も生わっていない状態でした。自分が見た分には何も問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号2番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号2番は異議なしでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号2番を異議なしといたします。

続きまして、計画変更の編入、整理番号3番について説明をお願いします。

○農林水産課農政係（二宮）

編入の整理番号3番について説明いたします。資料については、63ページからとなっております。

めくって64ページより字図、位置図、箇所図、最後に写真図を添付しております。

場所については、高田町亀谷字黒岩、地目は畑、編入の面積は2筆で1,234平方メートルとなっております。事業者は地元にて農業を経営しております。今回、ミカン園地を新たに整備するために申出を行うものです。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

現地調査委員からの調査結果の意見をお願いします。

○3番（永江）

10月4日の日に、これも現地確認をいたしました。問題はないと思います。よろしく審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま計画変更の編入、整理番号3番について説明及び報告がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようです。

計画変更の編入、整理番号3番は異議なしでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、計画変更の編入、整理番号3番を異議なしといたします。

以上で農林水産課の担当職員さんは御退室されます。

〔農林水産課 二宮退場〕

○議長（徳永）

それでは続きまして、3. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が7件出されております。内容につきましては、自作が3件、設定が4件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（平野）

使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が3件出されております。内容については、設定が1件、所有権移転が1件、自作が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

午後3時10分 閉会